

平成26年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....
1. 開議 平成26年2月20日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 山 口 孝 弘
10番 小 高 良 則
11番 湯 淺 祐 徳
12番 中 田 眞 司
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 川 上 雄 次
22番 林 修 三

.....
1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 加 曾 利 佳 信
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事) 国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	武 井 義 行
総務部参事(事) 総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

平成26年2月20日(木) 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の上程
 - 諮問第1号
 - 議案第1号から議案第24号
 - 提案理由の説明
 - 諮問第1号、議案第1号

採決

日程第4 休会の件

○議長（林 修三君）

本日、平成26年3月第1回八街市議会定例会は、皆様のご協力により、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、諮問1件、議案24件が提出されることになっております。本議会は、4人の議員からの代表質問もありますし、平成26年度の予算審議という重要な案件も含まれております。市民目線に立っての慎重な審議に努め、市民の関心、負託に応えられますよう期待するものでございます。また、大雨、強風、大雪といった異常気象が続き、厳しい自然状況が続いておりますが、議員各位におかれましては、十分ご自愛の上、議会運営につきましても、最大の成果を上げる形での展開を期待するものでございます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、開会のご挨拶といたします。

それでは、ただいまから平成26年3月第1回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議会日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、2月12日までに受理した陳情2件につきましては、その写しを配付しておきました。

また、監査委員から11月、12月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。ご高覧いただきたいと思います。

次に、市長の専決処分事項に指定されている訴訟の提起についての報告3件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第172条の規定に基づく議員派遣について、配付の資料のとおり派遣を行いました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、小菅耕二議員、服部雅恵議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○湯浅祐徳君

皆さん、おはようございます。議会運営委員会から報告申し上げます。

平成26年3月定例会の会期等を協議するため、去る2月12日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について報告します。

3月定例会に上程される案件は、諮問1件、議案24件であります。

次に、一般質問の通告が、代表4人、個人10人からありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を、本日から3月24日までの33日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

以上です。

○議長（林 修三君）

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から3月24日までの33日間とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

会期は、ただいま33日間に決定しました。

日程第3、議案の上程を行います。

諮問第1号及び議案第1号から議案第24号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

それでは、諮問第1号及び議案第1号から議案第24号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成26年3月第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところをご参集いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたしました案件は、人事に関する諮問1件、議案として、人事案件1件、条例の改正及び制定8件、市道の認定1件、変更契約案件1件、平成25年度各会計補正予算、平成26年度各会計予算、一部事務組合の規約改正に関する協議の合計24議案でございます。

議案の説明に入ります前に、平成26年度の市政運営方針につきまして、ご説明させていただきます。

本市では、八街市総合計画2005を平成17年に策定し、将来都市像としての「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に向け、現在、平成22年から平成26年までの第2次基本計画を推進しております。本基本計画も最終年へと突入したことから、次期基本計画の策定作業とともに、平成23年3月に策定した八街市行財政改革プランの着実な推進、さらには、いかに市民ニーズを踏まえた計画とすることができるか、総合計画そのものの見直しにつきましても、検討をしなければならない重要な時期を迎えてお

ります。

さて、今まさに、第22回オリンピック冬季競技大会が、ロシア南西部の都市ソチにおいて開催されており、日本人選手の活躍とともに熱い感動が日々伝えられております。今大会には、冬季オリンピックとして史上最多となる87の国や地域から、選手約2千900人が参加し、23日までの17日間、7競技98種目で熱戦が繰り広げられております。

日本からも、過去最多となる総勢243人の選手団が現地に赴いているなど、関係者や一般観戦者などを含む総来場者数は相当数に上ることが予想され、用意された総チケット枚数が約110万枚であったことから、オリンピックの開催により会場周辺地域にもたらされる経済的効果ははかり知れないものであることを、うかがい知ることができます。

我が国におきましても、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定いたしました。竹中平蔵慶應大学教授が所長を務める森記念財団都市戦略研究所の試算では、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う経済波及効果は、約19兆4千億円に上るとしており、日本の国内総生産(=GDP)は毎年0.3パーセント程度押し上げられることが期待されるとし、開催までの間に生まれる雇用誘発数は、全国で延べ約121万人と想定しております。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催により、成田空港、東京間の人の流れがますます活発化することは確実であり、本市におきましても、この絶好の機会をステップとして、さらなる躍進を遂げることができるよう、最大限の努力をして参りたいと考えております。

千葉県では、成田空港の持つ高いポテンシャルを活用し、オール千葉一丸となって千葉県経済の活性化を進めるべく成田空港活用協議会を昨年7月31日に設立いたしました。現在、県内市町村を含む150の団体が参加を表明しており、今後、さまざまな角度からさまざまな議論が繰り広げられて行くことになるとは思われますが、八街市もその一員として積極的に議論に加わって参りたいと考えております。

さて、本市が成田空港活用協議会を核とした施策の推進に協力する一方において、さらに重要であると位置付けておりますのは、近隣自治体との連携でございます。本市といたしましては、近隣自治体である佐倉市・富里市・酒々井町などとの連携を一層強化し、自治体という枠組みにとらわれない成田空港と酒々井インターチェンジを効果的に活用するための各種事業の計画・立案、合わせまして、それらを実現するための道路交通網の整備促進が必要不可欠であると考えており、事務レベルでの協議を重ねるなど、近隣自治体との連携を密にしながら、必要に応じ国・県に対する要望活動なども行って参りたいと考えております。

現在、地方自治体における財政状況は、限定された財源のもとでの事業推進が強いられており、いずれの自治体も同様に厳しい運営が続いております。本市といたしましても、このような財政状況を踏まえた中で、優先すべき施策や事業を的確に見極めるとともに、既に推進中の事業につきましても、個々の成果をしっかりと分析し、次の取り組みに反映することが不可欠とされており、迎える平成26年度の本市当初予算につきましては、現下の行政環

境と厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源を重点的・効果的に配分する施策精選型財政運営の徹底により、全体としては歳入に見合った規模の通年型予算として編成いたしました。

このような予算編成方針の下、関係各課等との予算協議を重ねて参りました結果、平成26年度における一般会計の当初予算は212億3千800万円となり、前年度と比較して13億2千300万円、6.6パーセントの増となっております。この内訳を性質別歳出予算に区分して見てみますと、補助費等では、消費税率の引き上げに際し、低所得者及び子育て世帯に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的に措置された臨時福祉給付金給付事業費及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業費の計上などから、前年度と比較して3億4千962万円、18.6パーセントの増となったほか、普通建設事業費では、朝陽小学校改築工事費の増や大池第三雨水幹線整備事業負担金、榎戸駅整備事業、交進小学校、八街東小学校、二州小学校の屋内運動場天井等耐震対策調査設計業務など補助対象事業の計上により、前年度と比較して9億8千875万円、113.9パーセントの増となったことが、主な要因となっております。

なお、目的別歳出予算に区分して見てみますと、3款民生費が前年度比4億5千102万3千円、5.8パーセントの増、7款土木費が前年度比5千924万1千円、4.5パーセントの増、9款教育費が前年度比10億104万7千円、47.6パーセントの増となっております。

それでは、本定例会に上程させていただきました平成26年度の主な事業につきましてご説明させていただきます。

まず初めに、便利で快適な街を作るための主な施策についてでございます。

JR榎戸駅を利用される多くの皆様からの要望事項でありました東口の開設につきましては、基本設計業務に引き続き、現在、平成25年度から平成26年度までの継続事業として、自由通路整備及び駅舎橋上化詳細設計業務を実施しているところでございます。

さらに、平成26年度予算には、駅周辺整備用地購入費として1億1千448万5千円、上水道管布設工事負担金として765万8千円を計上するなど、JR東日本千葉支社との協議も最終段階に突入しており、現在、平成26年秋頃の工事発注に向け、着々と準備を進めております。

このほか、便利で快適な街を作るための施策といたしまして、市民の皆様の利便性の向上を図るための「ふれあいバス」の運行に要するふれあいバス運行事業費5千83万9千円を計上したほか、道路の改良工事や維持修繕、道路拡幅に伴う用地購入費などを含みます道路整備事業費といたしまして2億816万円などを計上させていただきました。

また、平成26年度事業ではございませんが、既に平成25年度事業として実施しております「八街マップ」の協働発行事業について、ご説明させていただきます。

本事業につきましては、現行の八街マップが10年ほど前に作成され、その後改訂されずに今日に至ったことから、今回、八街市と株式会社ゼンリンとによります官民連携事業とし

て、八街マップ協働発行事業を行うこととなったものでございます。

八街マップの発行にあたりましては、地域の事業者にご協力をいただき、広告を掲載していただくことにより発行するものであり、医療機関や避難所、公共施設や文化施設など、市民の暮らしに役立つ情報を「八街マップ」としてまとめ、約2万5千部を発行するものでございます。3月末日までには完成する予定であり、4月中には市内の自治会に加入している全戸を対象に無料配付するとともに、市のホームページからもダウンロードできるほか、新規転入者や希望される方には、それぞれの窓口において無料配付したいと考えております。

次に、安全で安心な街を作るための主な施策についてでございます。

昨年10月に本市を襲った台風26号により被害を受けた家屋等の復旧のために、民間金融機関等から借り入れた借入金に対しその利子分を補助するための災害復興住宅利子補給事業費300万円を新たに計上したほか、東日本大震災により被災した住宅の再建支援制度として、液状化等被害住宅再建支援事業補助金100万円を計上させていただきました。

また、昨年10月に、防犯カメラ設置に関する要望書が、八街商工会議所、株式会社八街自動車教習所、学校法人千葉黎明学園の連名により八街市長宛てに提出されました。要望書には、「市内には、既に5基の防犯カメラが設置されておりますが、犯罪発生件数の推移等を見ましても、防犯カメラのさらなる追加設置が必要な状況にあり、市民が安全で安心して暮らせる街づくりを進める上からも、犯罪の発生を未然に防止することが極めて重要であり、市内要所に防犯カメラを設置することが、その有効策の一つであると考えます。」と記されておりました。

市では、これらの要望とともに佐倉警察署からの要請なども踏まえ、今回2台分ではございますが、防犯カメラ設置工事費86万4千円を防犯対策費の中に計上することといたしました。

この他にも、市民の皆様生命と財産を守る上で欠くことのできない非常備消防の充実を図るための経費といたしまして、第7分団の水槽付き小型ポンプ積載車購入費及び耐震性貯水槽設置工事費を合わせまして2千147万1千円を計上させていただいたほか、カーブミラーなどの交通安全施設を整備するための交通安全施設整備事業費として310万6千円、防犯灯を設置するための防犯灯設置事業費として210万1千円、防災備蓄倉庫や備蓄用資機材を整備するための避難場所整備事業費として422万円なども、引き続き計上させていただいております。

次に、健康と思いやりにあふれる街を作るための主な施策についてでございます。

消費税率の引き上げによる低所得者への影響を鑑み、社会保障充実のための措置と合わせた暫定的・臨時的給付措置として、臨時福祉給付金給付事業費2億5千212万8千円を新たに計上したほか、子育て世帯への影響を緩和するとともに子育て世代の消費の下支えを図る観点から、児童手当の上乗せではない臨時的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費8千601万9千円を新たに計上させていただきました。

これら新規事業のほかにも、健康と思いやりにあふれる街を作るための施策として、障害

者の自立や地域生活などを支援するための障害者福祉費として14億4千76万6千円を、好評をいただいております「八街市高齢者見守りネットワーク事業」や敬老事業、緊急通報装置設置管理事業などを含む老人福祉費として6千39万円、母子家庭や父子家庭などの経済的負担を軽減するための母子援護対策費として2千923万6千円、感染症の発生や蔓延を予防するための予防接種を行う各種予防事業などを含む予防費として1億6千5万2千円、母親や乳児・幼児などの健康の保持と増進を図るための母子保健費として2億9千351万1千円、各種がん検診等を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに予防に関する知識の普及を図るための健康増進事業費として8千117万円、40歳から74歳までの方を対象に、人間ドック受診費用の一部を助成する人間ドック助成費などを含む保健衛生普及費として987万5千円、要介護・要支援となるおそれの高い被保険者を把握・予防するための経費などを含む地域包括支援センター関連経費として5千332万5千円等々、健康・福祉に関連する数多くの事業を引き続き計上させていただきましたが、いずれの事業につきましても、担当部局と協議を重ねた中で、市民ニーズに十分応えられるよう、前年度同様あるいは前年度以上に充実した予算編成とさせていただいたところでございます。

次に、豊かな自然と共生する街を作るための主な施策についてでございます。

昨年10月に本市を襲った台風26号による農業災害に対し、農業の安定経営を支援するため、金融機関からの融資に対しその利子分を補助する農業災害対策利子補給事業費として43万2千円を新たに計上させていただきました。

また、八街東小学校の周辺や八街駅の北側地域などの冠水対策として期待されます大池第三雨水幹線整備工事を、平成24年度からの継続事業として現在実施しております。本工事は、シールド工法と推進工法による総延長1千140メートルのトンネル工事ですが、現在、推進工法による工事が進められているところであり、工事は順調に進捗しているとの報告を受けております。

このほかにも、市内河川の水質状況の監視とともに地下水の状況を把握するための「水質対策事業費」として580万9千円、市内園芸農家から排出されるプラスチック類を適正に処理するための園芸用廃プラスチック適正処理事業費として657万3千円、住宅の機能を向上し安心して暮らせる居住環境を確保するとともに、市内産業の活性化を図ることを目的とした住宅リフォーム補助事業費として500万円、中央公園やけやきの森公園など、公園緑地の維持管理に要する公園緑地管理費として3千612万2千円などを、引き続き計上いたしました。

次に、心の豊かさを感じる街を作るための主な施策についてでございます。

文部科学省では、平成23年3月に発生した東日本大震災での教訓を受け、未来を担う子どもたちが集い、生き活きと学び、生活する場であり、合わせて、非常災害時には地域住民を受け入れ、避難生活のよりどころとして重要な役割を果たす学校施設は、子どもたちをはじめ、そこに集う人たちの安全と安心を十分に確保したものでなければならないとする「学校施設における天井等落下防止対策のための手引き」を作成いたしました。

これを受け、本市では、交進小学校、八街東小学校、二州小学校3校の屋内運動場の天井等の耐震対策調査設計業務576万8千円を新規に計上させていただいたところであり、平成27年度以降につきましても順次予算計上し、屋内運動場の安全の確保に努めて参りたいと考えております。

また、特別な支援を必要とする児童に対する特別支援教育支援員の配置につきましては、さらにきめ細やかな対応が求められており、新たに8名の職員を増員することとし、3千848万1千円を計上することといたしました。

このほかにも、経済的な理由から児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者や、特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者に対して援助する小学校児童・中学校生徒援助奨励費として4千8万8千円を計上したほか、スクールコンサートや成人式の開催など、青少年の健やかな育成を促進するための事業を行う青少年健全育成費として359万円を計上させていただいております。

なお、朝陽小学校校舎改築工事につきましては、平成26年度の完成を目指し、現在、工事が進められております。朝陽小学校に通う子どもたちや関係者には大変ご不便をおかけしておりますが、平成26年度の3学期中には、新しい校舎で授業が受けられるようになりますので、もうしばらくご協力をお願いいたします。

次に、活気に満ちあふれる街を作るための主な施策についてでございます。

本市の基幹産業である農業の活性化を図るためには、魅力ある新しい農業・農村の構築が必要とされております。市では、農業後継者対策事業費として、これまでも農業後継者対策事業補助金や青年就農給付金などの事業を実施して参りましたが、青年就農給付金を受けられない方を対象とした新規就農者就農支援金として240万円を新たに計上し、さらなる農業の活性化を目指すものでございます。

また、産地自らが新たな生産販売戦略を構築・実行し、高品質・安定的な生産を図るための環境保全型農業に必要な施設の導入に対し補助する輝けちばの園芸産地整備支援事業費として1千473万2千円を計上したほか、八街市推奨の店「ぼっち」が主体となり、買い物弱者への宅配サービス事業を新たに実施するための経費として150万円を商工会議所事業補助費の中に新規計上いたしました。

このほかにも、ライ麦・エン麦・小麦等の緑肥作物の作付により、土壌内の線虫抑制、雨水による土砂流出防止、砂ぼこりの低減を図る環境保全型土づくり対策事業費として、413万5千円などを計上させていただきました。

次に、市民とともにつくる街を作るための主な施策についてでございます。

地域コミュニティは、同じ地域に居住する住民相互の情報共有などにより信頼関係が築かれ、合わせて協力関係が生まれるとされております。市といたしましても、これら地域活動の拠点となりますコミュニティセンターの建設に対しましては、現地の状況等を確認させていただいた上で補助金を交付させていただくなど、各地区のコミュニティ活動を支援させていただいており、平成26年度につきましては、喜望の杜区、八街ニュータウン自治会への

地域集会施設修繕に対する補助金54万円などを含む地区コミュニティ推進費として、1千769万2千円を計上させていただきました。

最後に、市民サービスの充実した街を作るための主な施策についてでございます。

本市では、八街市総合計画2005を平成17年に策定し、現在、平成22年から平成26年までの第2次基本計画を推進しておりますが、本基本計画も最終年へと突入したことから、平成26年中には総合計画の見直し作業を実施しなければなりません。八街市行財政改革プランの着実な推進とともに、市民の皆様からのニーズにしっかりとお応えすることのできる総合計画となるよう、その経費として総合計画策定事業費353万7千円を計上させていただきました。

また、現在、八街市、富里市、成田市の3市共同により運営しております八富成田斎場につきましては、市民の皆様が本斎場を利用される際には、火葬費用が無料となるほか、式場等の利用料につきましても割安な価格で利用できるなど、市民の皆様に配慮した料金設定となっております。

斎場の運営負担金につきましては、均等割、人口割、利用割から算定され、平成26年度の八富成田斎場費につきましては、3千439万4千円を計上させていただきました。

以上、平成26年度の主な施策につきまして説明させていただきました。

施政運営にあたりましては、八街市のおかれております現状を十分理解した上で、ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、心安らぐ街づくり、誰もが住んでいてよかったと思える街づくりを目指した施策に重きを置き、限られた財源でございますが、より効果的な運営ができるよう努めて参りたいと考えております。

いまだ大変厳しい財政状況の中での予算編成ではございましたが、特に、福祉・健康に係る予算につきましては、市民ニーズに応えることができるよう、前年度と同様あるいは前年度以上に充実した予算編成に努めたところでございます。

議員の皆様方、そして市民の皆様のお力添えをいただきながら、平成26年度が八街市にとってさらなる躍進の年となりますよう努めて参りたいと考えておりますので、何とぞ、ご協力のほどをお願いいたします。

続きまして、提案いたしました各議案について、ご説明いたします。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。これは、「尾高幸子」氏の任期が、平成26年6月30日で満了することに伴い、引き続き同氏を再任することについて、議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、監査委員の選任についてでございます。監査委員であります「寺嶋啓修」氏の任期が、平成26年5月31日で満了することに伴い、新たに「越川芳勝」氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは、公職選挙法の一部改正に伴い、指定病院等における不在者投票を行う際、外部立会人を立ち合わせるなど不在者投票の公正な実施に努める規定が

設けられ、指定病院等における不在者投票外部立会人の報酬を定める必要があること、母子自立支援員の勤務日数を増加することに伴い、報酬月額を引き上げること、及び婦人相談員を設置することに伴い、その報酬を定める必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

議案第3号は、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員並びに特別職及び教育長の給与減額支給措置を実施しておりますが、平成26年度においては、平成25年6月まで実施しておりました特別職等の給与の減額を引き続き実施するため、改正するものでございます。

議案第4号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは、県人事委員会勧告が、公務員給与と民間給与を比較した結果、50歳台後半層の職員の昇給を抑制する改定を行うこと、及び初任給が民間を下回っていることから若年層に限定して給料表の引き上げ改定を行うことが適切であるとの内容でありましたことから、本市においても、この勧告に基づき、一般職の職員の給与を適正な水準に改定するため、条例を改正しようとするものでございます。

議案第5号は、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは、本市の厳しい財政状況から、一般職の職員の管理職手当について、平成26年度においても20パーセントの削減をするものでございます。

議案第6号は、八街市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定でございます。これは、社会情勢の変化により、公共用地の取得について、八街市土地開発基金を創設した当時と状況が大きく変わり、基金による先行取得の必要性も薄れてきていることから、基金の趣旨等に照らし一定の役割を終えたものと判断し、当該基金を廃止するものです。

議案第7号は、八街市まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定でございます。これは、八街駅前広場等まちづくり事業の経費に充てるため設置された八街市まちづくり基金について、八街駅北側地区土地区画整理事業の事業完了が見込まれること、現在の当該基金の残高が少額になっていること、及び当該基金を利用しなくとも市のまちづくりに要する経費については、予算全般の財源調整で対応が可能であることなどから、基金の趣旨等に照らし一定の役割を終えたものと判断し、当該基金を廃止するものです。

議案第8号は、八街市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定でございます。これは、国から交付される地域の元気臨時交付金を財源として公共投資を円滑に行い、もって地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、八街市地域の元気臨時交付金基金を設置するものです。

議案第9号は、八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは、予防接種健康被害調査委員会の構成員である印旛市郡医師会が公益法人の認定を受け、平成25年4月1日より公益社団法人印旛市郡医師会となったことから、委

員の名称を変更する必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

議案第10号は、市道路線の認定についてでございます。これは、開発行為により帰属されました団地内の道路について、新たに市道路線として認定するものでございます。

議案第11号は、八街市朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の変更契約の締結についてでございます。これは、平成25年11月29日第4回八街市議会定例会において議決された議案第5号、八街市朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の請負契約について、消費税率の引き上げに伴い、消費税等分の増額の変更契約を締結するので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第12号は、平成25年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から3億7千730万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を198億2千994万5千円とするものでございます。

歳入につきましては、市税5千400万7千円、配当割交付金900万円、株式等譲渡所得割交付金1千200万円、その他の収入614万9千円を増額し、地方譲与税1千600万円、地方消費税交付金300万円、ゴルフ場利用税交付金200万円、国庫支出金4千726万4千円、県支出金1千427万9千円、繰入金1億8千781万5千円、市債1億7千10万円を減額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、平成25年度末を控えての事業完了または執行見込みに基づきまして、予算の整理を行い、3億7千730万2千円を減額するのが主なものでございます。

議案第13号は、平成25年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に109万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を98億8千303万6千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金109万6千円を増額するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費109万6千円を増額するものでございます。

議案第14号は、平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に497万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億7千988万1千円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料556万1千円、繰越金182万5千円を増額し、繰入金240万8千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金315万3千円、諸支出金182万5千円を増額するものでございます。

議案第15号は、平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に117万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を37億5千342万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金117万4千円、市債1億1千400万円を増額し、国庫支出金9千782万6千円、県支出金1千617万4千円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費117万4千円を増額するものでございます。

議案第16号は、平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から3千590万円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億5千229万8千円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金330万円、繰越金717万5千円を増額し、市債4千630万円を減額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、下水道事業費3千590万円を減額するのが主なものでございます。

議案第17号は、平成25年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的収入につきまして、既定の予算に107万1千円を増額し、収益的収入の総額を10億6千208万5千円とするものでございます。収益的支出につきましては、既定の予算に162万2千円を増額し、収益的支出の総額を10億6千166万1千円とするのが主なものでございます。

議案第18号から議案第23号までは、平成26年度八街市一般会計予算をはじめとする各会計の予算についてでございます。各予算の概要につきましては、先ほど説明いたしましたが、詳細につきましては、後ほど各担当部課長から説明させます。

議案第24号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。これは、印旛郡市広域市町村圏事務組合が管理運営する印旛地域農林業センターの所有が、千葉県から富里市に移り、同市が単独運営管理することに伴い、組合同規約の一部を改正する必要性が生じたため、関係地方公共団体と協議するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、議案第18号、平成26年度八街市一般会計予算につきまして、ご説明をいたします。

お手元に配付をしてございます平成26年度八街市予算書の5ページをごらん願います。

ここでは、平成26年度八街市一般会計予算につきまして、定めております。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ212億3千800万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、6ページから11ページまでの第1表歳入歳出予算によるものとしております。歳入歳出予算の総額を前年度と比較いたしますと、13億2千300万円、率にして6.6パーセントの増となっております。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、12ページの第2表債務負担行為によるものとしております。

次に、第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、14ページの第3表地方債によるものとしております。

次に、第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入最高額を20億円と定めるものです。

次に、第5条では、地方自治法第220条第2項但書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、一般会計予算の主な内容について、ご説明をいたします。

6ページの第1表歳入歳出予算をごらん願います、
初めに、歳入予算について説明をいたします。

1款市税の計上額につきましては、69億5千909万8千円で、歳入全体の32.7パーセントを占めております。前年度と比較をいたしますと、3千752万2千円、0.5パーセントの増を見込んでおります。主な要因といたしましては、固定資産税につきましては、新規の償却資産の増などにより、7千191万5千円の増を見込みましたが、たばこ税におきまして本数の減少を見込んだことにより、2千998万4千円の減を見込んだことによるものでございます。

次に、2款地方譲与税につきましては、1億9千300万円で、前年度と比較をいたしますと、1千200万円、5.9パーセントの減となっております。

次に、3款利子割交付金につきましては、1千500万円で、前年度と同額を見込みました。

次に、4款配当割交付金につきましては、県が見込みました額をもとに推計いたしました結果、2千万円で、前年度と比較をいたしますと、800万円、66.7パーセントの増となっております。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、500万円で、前年度と比較をいたしますと、100万円、25.0パーセントの増となっております。

次に、6款地方消費税交付金につきましては、消費税率等の引き上げに伴う増加を見込み、前年度と比較をいたしますと、8千600万円、14.7パーセント増の6億7千300万円を見込みました。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、1千600万円で、前年度と同額を見込んでおります。

続きまして、7ページをごらん願います。

8款自動車取得税交付金につきましては、消費税率等の引き上げに伴い段階的に引き下げとなることから、前年度と比較をいたしますと、2千800万円、44.4パーセント減の3千500万円を見込みました。

次に、9款地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除に係る減収分としての交付額でございまして、前年度と比較をいたしますと、800万円、20.0パーセント減の3千200万円を見込んでおります。

次に、10款地方交付税につきましては、39億6千800万円で、歳入全体の18.7パーセントを占めております。前年度と比較をいたしますと、1億2千400万円、3.2

パーセントの増となっております。地方交付税につきましては、平成25年度の実績に基づき、国の平成26年度概算要求額を踏まえ、普通交付税で1億3千万円の増、特別交付税で600万円の減を見込んでおります。

次に、11款交通安全対策特別交付金につきましては、900万円で、前年度と比較をいたしますと、100万円、12.5パーセントの増となっております。

次に、12款分担金及び負担金につきましては、1億8千507万7千円で、前年度と比較をいたしますと、1千639万3千円、8.1パーセントの減となっており、保育園負担金等の減が主な要因となっております。

続いて、13款使用料及び手数料につきましては、2億8千355万9千円で、前年度と比較をいたしますと、473万7千円、1.7パーセントの増となっております。これにつきましては、事業系一般廃棄物処理手数料の増が主な要因となっております。

次に、14款国庫支出金につきましては、38億8千789万4千円で、前年度と比較をいたしますと、7億5千992万1千円、24.3パーセントの増となっております。増額の主な要因といたしましては、社会保障関連による障害者自立支援給付費、榎戸駅整備事業に伴う社会資本整備総合交付金、また、朝陽小学校改築事業に伴う公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金や再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金などの増に加えまして、消費税率等の引き上げに際し、低所得者や子育て世帯への影響を緩和する目的で行われます臨時福祉給付金給付事業と子育て世帯臨時特例給付金給付事業の新規計上によるものが主なものであります。

次に、15款県支出金につきましては、13億1千678万6千円で、前年度と比較をいたしますと、1千289万8千円、1.0パーセントの減となっております。主な要因といたしましては、社会保障関連による障害者自立支援給付費、後継者対策としての青年就農給付金、肝炎ウイルス検診費としての健康増進事業費補助金が増となった一方で、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金、参議院議員選挙執行委託金、「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金、住宅・土地統計調査委託金などの減が主なものとなっております。

次に、8ページをごらん願います。

16款財産収入につきましては、925万8千円で、前年度と比較をいたしますと、376万3千円、68.5パーセントの増となっており、自動販売機用建物貸付料が主な要因となっております。

次に、17款寄附金につきましては、前年度と同額の1千円としております。

18款繰入金につきましては、8億5千160万1千円で、前年度と比較いたしますと、6千9万8千円、6.6パーセントの減となっております。主な繰入金につきましては、財政調整基金繰入金は7億5千155万5千円、朝陽小学校改築事業に充てるための教育施設建設改修基金繰入金は3千500万円、道路排水対策諸費などに充てるための用排水路建設改良基金繰入金は3千684万3千円、道路整備事業費などに充てるための地域の元気臨時交付金基金繰入金は2千万円、政策別の各事業に充てる目的の応援寄附金によるまちづくり

基金繰入金は629万3千円となっております。この結果、財政調整基金の平成26年度末残高見込額は、4億6千731万9千円となります。

次に、19款繰越金は、前年度と同額の1億円としております。

20款諸収入につきましては、5億5千142万6千円で、前年度と比較いたしますと、404万6千円、0.7パーセントの増であり、ほぼ同程度の計上となっております。

21款市債につきましては、21億2千730万円で、地方債依存度は10.0パーセントとなっております。前年度と比較いたしますと、4億3千40万円、25.4パーセントの増となっております。朝陽小学校改築事業、榎戸駅整備事業の増額が主な要因となっております。

歳入予算の説明につきましては以上でございます。

詳細につきましては、後ほど、53ページから74ページをご参照願います。

続きまして、9ページをごらん願います。

歳出予算についてご説明をいたします。

初めに、1款議会費につきましては、2億3千740万7千円で、前年度と比較いたしますと、494万6千円、2.0パーセントの減となっております。

次に、2款総務費につきましては、20億3千521万2千円で、前年度と比較いたしますと、1千354万2千円、0.7パーセントの減となっております。これにつきましては、固定資産評価替えに関する資産税課税事務費、参議院議員選挙費などの減が主な要因でございます。

次に、3款民生費につきましては、82億4千535万5千円で、前年度と比較いたしますと、4億5千102万3千円、5.8パーセントの増となっております。これにつきましては、障害者自立支援給付事業費や、歳入の国庫補助金の項目で触れましたが、消費税率等の引き上げに際し、低所得者や子育て世帯への影響を緩和する目的で行われます臨時福祉給付金給付事業と子育て世帯臨時特例給付金給付事業に伴う増が主な要因でございます。

次に、4款衛生費につきましては、22億4千31万6千円で、前年度と比較いたしますと、2千218万1千円、1.0パーセントの減となっております。

5款農林水産業費につきましては、2億3千564万7千円で、前年度と比較いたしますと、2千372万6千円、9.1パーセントの減となっております。就農対策としての農業後継者対策事業費の増と、北総中央用水土地改良事業推進費における北総東部用水共用施設建設費負担金の減が主な要因となっております。

次に、6款商工費につきましては、1億2千559万2千円で、前年度と比較いたしますと、121万7千円、1.0パーセントの減となっております。

続きまして、10ページをごらん願います。

7款土木費につきましては、13億8千269万9千円で、前年度と比較いたしますと、5千924万1千円、4.5パーセントの増となっております。これにつきましては、榎戸駅整備事業及び公園施設整備事業における用地購入費の増が主な要因となっております。

次に、8款消防費につきましては、12億3千495万1千円で、前年度と比較いたしますと、2千313万9千円、1.8パーセントの減となっており、消防機庫整備の減が主な要因となっております。

9款教育費につきましては、31億386万2千円で、前年度と比較いたしますと、10億104万7千円、47.6パーセントの増となっております。これにつきましては、朝陽小学校改築事業に係る校舎・屋内運動場等の建築工事費などの増が主な要因となっております。

次に、10款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費として、前年度と同額の1千円を計上しております。

11款公債費につきましては、23億7千659万7千円で、前年度と比較いたしますと、9千958万1千円、4.0パーセントの減となっております。この結果、平成26年度発行予定額を加えた平成26年度末現在高見込額は、188億4千494万7千円となりまして、平成25年度末の現在高見込額と比較をいたしますと、1千847万4千円の減となります。

12款予備費につきましては、2千36万1千円で、前年度と比較をいたしますと、6万3千円の増となっております。

なお、諸支出金につきましては、議案第6号におきまして、八街市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを上程してございますので、廃款としてございます。

歳出予算の説明につきましては以上でございます。

詳細につきましては、後ほど、77ページから264ページをご参照願います。

以上をもちまして、平成26年度八街市一般会計予算につきましてはの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（林 修三君）

会議の途中ではございますが、ここで10分間の休憩をとります。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時12分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（加藤多久美君）

それでは、議案第19号、平成26年度八街市国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の17ページをお開きください。

まず、第1条では、平成26年度当初予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ101億6千403万1千円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、6億9

千128万9千円、率にいたしまして7.3パーセントの増となります。

次に、第2条の一時借入金は、一時借入をしなければならない事態が生じた場合の対応といたしまして、限度額を15億円と定めるものでございます。

それでは、続きまして、予算書の18、19ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、まず、1款の国民健康保険税24億6千132万1千円につきましては、一般被保険者、退職被保険者等、それぞれの医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援分としての保険税であり、前年度と比較いたしますと、1千140万6千円、率にして0.5パーセントの減となります。

2款の国庫支出金につきましては、32億6千897万8千円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと、3億2千270万3千円、率にして11パーセントの増となります。主なものは、療養給付費負担金、後期高齢者支援金などに対する国の負担分及び高額医療費共同事業医療費拠出金に対する国の負担分で、歳出予算額が伸びたことに合わせ、増となりました。

3款の療養給付費交付金4億2千686万8千円につきましては、退職者の医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金を計上いたしました。前年度と比較しますと、5千832万1千円、率にして12パーセントの減となります。

4款前期高齢者交付金ですが、社会保険診療報酬支払基金が各保険者から加入者数に応じ納付金として徴収し、これを各保険者に分配するもので、16億5千621万円を見込みました。前年度と比較しますと、3億2千708万7千円、率にして24.6パーセントの増となります。

5款県支出金7億6千696万3千円につきましては、高額医療費共同事業拠出金及び特定健康診査等に対する県の負担分と財政調整交付金でございます。前年度と比較しますと、8千758万5千円、率にして12.9パーセントの増となります。これは、国庫支出金同様、歳出予算額が伸びたことに合わせ、増となりました。

6款の共同事業交付金10億8千355万1千円につきましては、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る千葉県国民健康保険団体連合会からの交付金であり、前年度と比較しますと、1千819万8千円、率にして1.7パーセントの減となります。

7款の繰入金は、一般会計からの繰出基準に基づく保険基盤安定、出産育児一時金などの繰入金で、4億8千452万8千円を計上いたしました。前年度と比較しますと、4千183万9千円、率にして9.5パーセントの増となります。

8款の繰越金ですが、歳入不足となる場合も想定し、存目計上といたしました。

9款の諸収入につきましては、1千561万円を計上いたしました。主なものは、延滞金と雑入のうち、第三者行為による医療費納付金などでございます。

なお、歳入の詳細につきましては287ページから292ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

次に、歳出でございますが、予算書の20、21ページをお開きください。

1 款の総務費は、4 千 7 3 4 万 8 千円を計上いたしました。主なものは、一般管理費及び千葉県国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収などに必要な諸経費でございます。

2 款の保険給付費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等にかかる保険給付費で、6 5 億 8 千 1 1 9 万 6 千円を計上いたしました。前年度と比較しますと、2 億 8 千 2 1 4 万 2 千円、率にして 4. 5 パーセントの増となります。主なものは、現物給付となる療養給付費、現金給付となる療養費及び診療報酬明細書の審査支払手数料、高額療養費などがございます。

3 款後期高齢者支援金等ですが、後期高齢者医療制度への費用負担分として、1 4 億 6 千 3 0 4 万円を計上いたしました。前年度と比較しますと、1 億 1 千 6 6 2 万 8 千円、率にして 8. 7 パーセントの増となります。

次に、4 款前期高齢者納付金等ですが、歳入で説明したとおり、社会保険診療報酬支払基金への納付金の調整分として、2 5 4 万 4 千円を計上いたしました。

5 款の老人保健拠出金につきましては、過年度分の精算となっており、医療費支出額が見込めないため、1 千円の存目計上とし、その事務費分として 6 万 6 千円を計上しております。

6 款の介護納付金、8 億 7 千 2 3 万 1 千円につきましては、2 号被保険者分で、その人数見込と、前々年度の確定値から算出した額でございます。前年度と比較しますと、2 億 3 千 5 6 3 万 7 千円、率にして 3 7. 1 パーセントの増となります。

7 款の共同事業拠出金 1 1 億 2 千 5 3 9 万 7 千円につきましては、高額医療費共同事業医療費及び保険財政共同安定化事業等の拠出金を計上いたしていました。前年度と比較しますと、4 千 3 9 3 万 4 千円、率にして 4. 1 パーセントの増となります。

8 款の保健事業費 5 千 7 0 0 万 5 千円につきましては、特定健康診査・保健指導に係る経費及び人間ドック助成事業の経費を計上しております。前年度と比較しますと、8 9 6 万 3 千円、率にして 1 8. 7 パーセントの増となります。

9 款の公債費 3 0 0 万円につきましては、一時借受の利子を計上いたしました。

1 0 款諸支出金につきましては、過年度分の、保険税過誤納還付金など 9 2 0 万 3 千円を計上いたしました。

1 1 款の予備費につきましては、5 0 0 万円を計上いたしました。

なお、歳出の詳細につきましては、2 9 3 ページから 3 0 4 ページに記載のとおりでございますので、ご参照してください。

以上で、平成 2 6 年度八街市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 2 0 号、平成 2 6 年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

2 5 ページをごらんください。

平成 2 6 年度後期高齢者医療特別会計予算は、第 1 条では、本年度の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 1 千 6 1 2 万 3 千円と定めるものでございます。前年度と比較し

ますと4千122万円、率にして11.0パーセントの増となります。

続きまして、予算書の26ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款の後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率は、均等割が、一人あたり年額3万8千700円、所得割が7.43パーセントで試算した結果、3億380万1千円を計上いたしました。前年度と比較しますと、2千535万1千円、率にして9.1パーセントの増となります。

2款繰入金1億629万円は、一般管理費や賦課徴収費の事務費分としての事務費繰入金と、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金を計上いたしました。前年度と比較しますと、1千433万1千円、率にして15.6パーセントの増となります。

3款繰越金は、平成25年度からの繰越見込額として、200万円を計上いたしました。

4款諸収入は、存目計上である延滞金と、後期高齢者医療過年度還付金、長寿・健康増進事業補助金等の雑入として、403万2千円を計上いたしました。

なお、歳入の詳細につきましては、311、312ページの記載のとおりでございますので、ご参照ください。

次に、歳出でございますが、27ページをごらんください。

まず、第1款総務費510万6千円につきましては、1項の総務管理費では、各申請書や決定通知等の郵送に係る経費及び短期人間ドック助成として268万2千円、2項徴収費では、保険料の賦課、徴収に係る経費として242万4千円を、計上いたしました。前年度と比較しますと、188万9千円、率にして58.7パーセントの増となります。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金4億851万6千円は、後期高齢者医療広域連合への納付金で、市が徴収した保険料と、保険料軽減分の基盤安定繰入金の合計額を計上しております。前年度と比較しますと、3千933万1千円、率にして10.7パーセントの増となります。

3款諸支出金は、保険料の過年度分還付金及び還付加算金として、150万1千円を計上いたしました。

4款予備費は100万円の計上でございます。

なお、歳出の詳細につきましては、313、314ページに記載のとおりでございます。

以上で平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第21号、平成26年度八街市介護保険特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の31ページをお開きください。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ38億3千3万3千円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、1億1千477万7千円、率にして3.1パーセントの増となります。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、36ページの「第2表債務負担行為」によるものとして

おります。

次に、第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、37ページの「第3表地方債」によるものとしております。

第4条では、地方自治法第220条第2項但書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、32ページをお開きください。

初めに、歳入予算についてご説明いたします。

まず、1款保険料でございますが、8億3千994万1千円の計上で、前年度と比較しますと、9.8パーセントの増となります。これは第1号被保険者数の増加によるものであります。

次に、2款分担金及び負担金でございますが、前年度と同額の157万3千円の計上で、地域支援事業に係る利用者の方の自己負担金でございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、7億2千959万9千円の計上で、前年度と比較しますと、12.7パーセントの減となっております。これは、介護給付費等に対する国の負担金及び調整交付金と地域支援事業に要する国からの交付金でございます。

次に、4款支払基金交付金でございますが、10億8千630万5千円の計上で、前年度と比較しますと、2.9パーセントの増となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

次に、5款県支出金でございますが、5億5千598万6千円の計上で、前年度と比較しますと1.0パーセントの減となっております。これは、介護給付費等に対する県の負担金及び地域支援事業に要する県からの交付金でございます。

次に、6款財産収入でございますが、介護給付費準備基金積立金利子1千円を存目計上するものでございます。

次に、7款繰入金でございますが、5億1千555万7千円の計上で、前年度と比較しますと、4.3パーセントの増となっております。これは、介護給付費、事務費及び地域支援事業の市負担金が主なものでございます。

次に、8款諸収入でございますが、7万1千円の計上でございます。

次に、9款繰越金でございますが、100万円の計上でございます。

次に、10款市債でございますが、1億円の計上で、財源不足の補填として千葉県が設置する介護保険財政安定化基金からの借入でございます。

歳入予算の説明は以上でございます。

詳細につきましては、319ページから324ページをご参照ください。

続きまして、34ページをお開きください。

歳出予算についてご説明いたします。

まず、第1款総務費でございますが、3千938万1千円の計上で、前年度と比較します

と、25.2パーセントの大幅な増となっておりますが、第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に係る経費を計上したことによるものでございます。

次に、2款保険給付費でございますが、37億3千860万7千円の計上で、前年度と比較しますと、2.9パーセントの増となっております。

まず、1項介護サービス等諸費33億3千680万8千円及び2項介護予防サービス等諸費1億2千600万円の計上につきましては、要支援・要介護認定を受けた方に係る介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費でございます。

3項高額介護サービス等費7千121万4千円の計上につきましては、介護サービスに係る1割の自己負担が一定金額を超えたときに、超えた部分を支給する経費でございます。

4項高額医療合算介護サービス等費993万6千円の計上につきましては、各医療保険における世帯内で、1年間の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うものでございます。

5項その他諸費332万7千円の計上につきましては、介護報酬等審査支払手数料でございます。

6項特定入所者介護サービス等費1億9千132万2千円の計上につきましては、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対して、市が認定した負担限度額を超えた部分を支給する経費でございます。

次に、3款地域支援事業費でございますが、4千954万3千円の計上は、前年度と比較しますと4.7パーセントの増となっております。これは、要支援・要介護状態になることを予防する介護予防事業、高齢者が地域において生活を継続するための包括的支援事業及び家族支援などの任意事業に要する経費でございます。

まず、1項介護予防事業費750万5千円の計上につきましては、基本チェックリストの発送、運動器、口腔器の機能向上、栄養状態の改善等の事業に要する経費でございます。

2項包括的支援事業費・任意事業費4千203万8千円の計上につきましては、地域包括支援センターの運営経費、配食サービス、福祉用具支給費等に要する経費でございます。

次に、4款基金積立金でございますが、1千円の計上で、介護給付費準備基金への積立でございます。

次に、5款諸支出金でございますが、150万1千円の計上につきましては、第1号被保険者保険料還付金等でございます。

次に、6款予備費でございますが、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、325ページから334ページをご参照いただきたいと思います。

以上で平成26年度八街市国民健康保険特別会計予算、平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計予算、平成26年度八街市介護保険特別会計予算について、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の方をよろしくお願いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

議案第22号、平成26年度八街市下水道事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算書の41ページをごらん願います。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億1千339万2千円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものとしております。前年度と比較しますと、3億7千250万3千円、率にいたしまして19.8パーセントの減でございます。

第2条におきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、第2表債務負担行為によるものとしております。

第3条におきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、第3表地方債によるものとしております。

第4条におきましては、地方自治法第220条第2項但書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合についてを定めるものでございます。

続きまして、42ページ、43ページをごらん願います。

第1表歳入歳出予算につきましてご説明いたします。

歳入、1款分担金及び負担金につきましては、438万5千円の計上で、前年度と比較しますと、100万5千円、18.6パーセントの減でございます。

2款使用料及び手数料につきましては、2億4千248万5千円の計上で、歳入予算の16.0パーセントを占めております。前年度と比較いたしますと、317万6千円、1.3パーセントの増でございます。

1項使用料につきましては、2億4千237万5千円の計上で、前年度と比較しますと、336万1千円、1.4パーセントの増でございます。

2項手数料につきましては、11万円の計上で、前年度と比較しますと、18万5千円、62.7パーセントの減でございます。

3款国庫支出金につきましては、3億4千50万円の計上で、歳入予算の22.5パーセントを占めております。前年度と比較しますと、1億8千258万5千円、34.9パーセントの減でございます。これにつきましては、大池第三雨水幹線整備事業が3年目となり、昨年度が最も事業費が大きくなる時期となっていたため、当該事業に係る国庫補助金につきましても事業費の規模に合わせて減額となったものでございます。

4款繰入金につきましては、2億6千126万5千円の計上で、歳入予算の17.3パーセントを占めております。前年度と比較しますと、4千610万8千円、21.4パーセントの増でございます。これにつきましては、大池第三雨水幹線整備事業の事業費の額は減少しましたが、国庫支出金、市債、一般会計負担金等の減少額が上回ったことにより、一般会計からの繰入が増となったものでございます。

5款繰越金につきましては、500万円の計上で、前年度と同額の計上でございます。

6款諸収入につきましては、1億3千215万7千円の計上で、歳入予算の8.7パーセントを占めております。前年度と比較しますと、3千9万7千円、18.5パーセントの減でございます。

1項延滞金加算金及び過料につきましては、前年度と同額の1万円の計上でございます。

2項雑入につきましては、1億3千214万7千円の計上で、前年度と比較しますと3千9万7千円、18.6パーセントの減でございます。これにつきましては、大池第三雨水幹線整備事業費の減に伴い、当該事業の財源となる一般会計負担金の減が主なものでございます。

7款市債につきましては、5億2千760万円の計上で、地方債依存度は34.9パーセントでございます。前年度と比較しますと、2億810万円、28.3パーセントの減でございます。これにつきましても、国庫支出金と同様に、大池第三雨水幹線整備事業の事業費の額が減少したため、財源となる市債の新規発行額が減となるものでございます。

なお、歳入予算の詳細につきましては、343ページから345ページまでに記載のとおりです。

続きまして、歳出をご説明いたします。

1款下水道事業費につきましては、10億9千529万6千円の計上で、歳出予算の72.3パーセントを占めております。前年度と比較しますと、3億8千78万3千円、25.8パーセントの減でございます。これにつきましても、歳入でも説明をいたしましたとおり、大池第三雨水幹線整備事業が3年目となり、昨年度が事業費のピークであったため、減となったものでございます。

1項総務管理費につきましては、1億7千117万円の計上で、前年度と比較しますと、1千276万1千円、8.1パーセントの増でございます。

2項下水道建設費につきましては、9億2千412万6千円の計上で、前年度と比較しますと、3億9千354万4千円、29.9パーセントの減でございます。

2款公債費につきましては、4億1千709万6千円の計上で、歳出予算の27.6パーセントを占めております。前年度と比較しますと、828万円、2.0パーセントの増でございます。

3款予備費につきましては、前年度と同額の100万円の計上でございます。

なお、歳出予算の詳細につきましては、346ページから353ページまでに記載のとおりです。

以上をもちまして、平成26年度八街市下水道事業特別会計予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（金崎正人君）

議案第23号、平成26年度八街市水道事業会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量ですが、年度末の給水戸数を1万4千233戸、年間総配水量を433万9千399立方メートル、1日平均配水量を1万1千889立方メートルと見込むとともに、主な建設改良工事といたしましては、配水管の更新工事を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出と、第4条資本的収入及び支出ですが、平成26年度八街市水道事業会計予算実施計画書によりご説明いたします。

予算書5ページの実施計画書をごらんください。

平成26年度八街市水道事業会計予算実施計画書、収益的収入及び支出ですが、初めに、収入、第1款水道事業収益は、11億3千4万7千円で、前年度と比較いたしますと、7千41万7千円、率で6.6パーセントの増となっております。

この内訳ですが、第1項営業収益は、9億3千24万4千円で、前年度と比較いたしますと、2千403万1千円、率で2.8パーセントの増でございます。その主なものは、第1目給水収益8億9千639万5千円です。

次に、第2項営業外収益は、2億2千680万3千円で、前年度と比較いたしますと、4千753万3千円で、率で26.5パーセントの増でございます。その主なものは、第2目他会計補助金7千152万4千円、第3目県補助金6千400万円、第4目給水申込負担金4千436万6千円、第5目長期前受金戻入4千687万5千円です。

なお、公営企業の会計制度の改定に伴い、第5目の長期前受金戻入につきましては、増目されております。これは、みなし制度の廃止に伴う経過措置ということで、今年度限りとなります。

続きまして、支出、1款水道事業費用、11億2千783万6千円で、前年度と比較いたしますと、6千926万2千円、率で6.5パーセントの増となっております。

この内訳ですが、第1項営業費用は、10億3千670万6千円で、前年度と比較いたしますと、7千169万円、率で7.4パーセントの増でございます。その主なものは、第1目原水及び浄水費で、印旛広域水道からの受水費などの5億73万7千円、第2目配水及び給水費で、主に職員3名分の人件費及び水道事業施設管理運転業務委託料2億4千359万5千円、第4目総係費で、職員5名分の人件費及び水道料金徴収業務委託料9千286万8千円、第5目減価償却費1億9千404万5千円です。

次に、第2項営業外費用は、8千359万2千円で、前年度と比較いたしますと、896万6千円、率で9.7パーセントの減でございます。その主なものは、第1目支払利息で、企業債の支払利息7千744万1千円です。

次に、第3項特別損失は、653万8千円です。これは、企業会計制度改定により、平成26年度から引当金の計上が義務付けられており、引当金のうち給与費引当金に関するもので、改定前で引当ができなかった平成25年度分の賞与引当金を特別損失として計上するものでございます。

次に、第4項予備費は、100万円で、前年度と同額を計上するものでございます。

6ページをお開きください。

続きまして、資本的収入及び支出ですが、初めに、収入、第1款資本的収入は、1億3千161万1千円で、前年度と比較いたしますと、5千89万円となります。率で27.9パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項企業債7千308万円は、管路近代化更新工事に係る企業債費、第2項出資金4千183万6千円は、広域化対策補助金、第3項負担金1千669万5千円は、消火栓設置等の負担金を計上するものでございます。

次に、支出、第1款資本的支出、4億136万7千円で、前年度と比較しますと、3千589万7千円、率で8.2パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項建設改良費は1億4千795万円で、前年度と比較いたしますと、4千138万4千円で、率で21.9パーセントの減でございます。その主なものは、第2目の施設費で、老朽化更新工事及び職員3名分の人件費1億4千665万3千円です。

次に、第2項企業債償還金は、2億5千341万7千円で、前年度と比較いたしますと、548万7千円、率で2.2パーセントの増です。これは、企業債元金の償還金です。

1ページにお戻りください。

第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、過年度分損益勘定留保資金等2億5千341万7千円で補填するものでございます。

2ページをお開きください。

次に、第5条企業債ですが、これは、起債の目的、限度額、起債方法などを定めるもので、平成26年度実施する管路近代化事業に係る企業債について定めるものでございます。

次に、第6条予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、これは、予定支出の各項の経費を流用できる場合は、(1)営業外費用消費税納付額と定めるものでございます。

次に、第7条議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これは職員の給与費9千337万2千円を、議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものでございます。

次に、第8条他会計からの補助金ですが、これは経営対策費、一般会計繰り出し基準に基づく水道広域化対策等に要する経費などを補助金として受け入れる額を、7千152万4千円と定めるものでございます。

次に、第9条たな卸資産購入限度額ですが、これはたな卸資産の購入限度額を、1千802万7千円と定めるものでございます。

以上で議案第23号、平成26年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（林 修三君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程されました議題のうち、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について及び議案第1号、監査委員の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

異議なしと認めます。

最初に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件については、直ちに意見を決定したいと思います。

人権擁護委員候補者を、市長の推薦のとおり、適任と認めることに、ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

異議なしと認めます。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり、適任と認めることに決定いたしました。

次に、議案第1号、監査委員の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

異議なしと認めます。

議案第1号は、同意することに決定しました。

日程第4、休会の件を議題とします。

明日21日から24日の4日間を議案調査及び休日のため休会したいと思います。ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。

21日から24日の4日間を、休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

2月25日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。

3月3日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は2月26日、午後4時までに通告書を提出するようお願いいたします

皆様、大変お疲れさまでした。

(散会 午前11時55分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名

2. 会期の決定

3. 議案の上程

諮問第1号

議案第1号から議案第24号

提案理由の説明

諮問第1号、議案第1号

採決

4. 休会の件

.....
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 監査委員の選任について

議案第2号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第7号 八街市まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第8号 八街市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第9号 八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 市道路線の認定について

議案第11号 八街市立朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の変更契約の締結について

議案第12号 平成25年度八街市一般会計補正予算について

議案第13号 平成25年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第14号 平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第15号 平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第16号 平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第17号 平成25年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第18号 平成26年度八街市一般会計予算について

- 議案第19号 平成26年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第20号 平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第21号 平成26年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第22号 平成26年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第23号 平成26年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第24号 印旛郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について